

平成 19 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 石川島播磨重工業株式会社
東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号
代表者名 代表取締役社長 釜 和明
(コード番号 7013 東証第一部)
問合わせ先 広報室長 竹園 良雄
(TEL:03-6204-7030)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 27 日開催予定の第 190 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 19 年 3 月 26 日に公表した「商号の変更に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、商号を「IHI」に変更することに伴うものであります。併せて、公告方法の変更、退職慰労金制度の廃止に伴う条文の整理を行うものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(注：下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第 1 条 当社は、 <u>石川島播磨重工業株式会社</u> と称し、英文では <u>Ishikawajima-Harima Heavy Industries Co.,Ltd</u> (略称 IHI) と表示する。	(商号) 第 1 条 当社は、 <u>株式会社 IHI</u> と称し、英文では <u>IHI Corporation</u> と表示する。
(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 5 条 当社の公告 <u>方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行される日</u>

<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬および退職慰労金, 賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下, 「報酬等」という) は, 株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>本経済新聞に掲載する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬, 賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下, 「報酬等」という) は, 株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条の規定の変更は, 平成 19 年 7 月 1 日をもって効力を生じるものとする。なお, 本附則は, 商号変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

平成 19 年 5 月 21 日 (月)	第 190 回定時株主総会の招集を決定する取締役会決議
平成 19 年 6 月 27 日 (水)	定款変更のための株主総会開催
同日 (予定)	定款変更の効力発生日

以上